

西区農業委員会だより

第50号

令和元年
10月1日

新潟市西区農業委員会：〒950-2097 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号 TEL 025-264-7811

がんばれ パレット



倉庫の天井まで積み上げられたパレット。
ゆきん子舞、こしいぶき、コシヒカリ、Newフェイスの新之助。手塩にかけた新潟ブランドに農家の愛情が乗っかります。がんばれパレット。

(写真：西区新通 JA新潟みらい倉庫)

西区
トピックス

7月6日(土) 西区大農業まつり
「すいかまつり」が開催されました

毎年恒例の、西区の特産「新潟すいか」を堪能できるイベント。12回目となる今回は、西区山田にある新潟ふるさと村での初開催となり、県外から訪れたお客さんも多く見受けられました。

生産者の話では、「今年のすいかは、例年になく大玉。糖度もあり、甘味、シャリ感ともにおいしくできた。」と太鼓判。

目玉となる大玉・小玉すいかの特別価格での販売は、開始1時間前から長い列ができていて、中には4箱・5箱と買い求める方も。

また、ステージイベントでは、笠木小学校による伝統芸能「樽きぬた」、赤塚中学校音楽部による合唱、日本文理高校チアリーディング部による圧巻のダンスパフォーマンスのほか、西区かがやき大使であり、元タカラジェンヌの越乃リュウさんのミニコンサートも行われ、まつりに華を添えました。

そのほか、早食い大会、小学生以下限定のすいか割りなど、すいかづくしの内容で、大人も子どもも大いに楽しんでいました。



JA新潟みらいのすいか担当者の話では、すいか部会は現在、生産者128名。今年7月下旬までに6,300トンを出荷。販売高は約9億円となった。西区に広がる砂丘地帯の水はけのよい土壌が、高い糖度とシャリシャリ感を生み出すことから、消費者の人気を離さない秘けつとのこと。

7月27日(土)「くろさき茶豆夏の陣」が開催されました。

平成29年4月に国の地理的表示(GI)保護制度に登録されたくろさき茶豆。そのPRと販売促進に向け「くろさき茶豆夏の陣」が、7月27日(土)新潟ふるさと村で開催されました。

生産者、JA関係者による開会式を皮切りに、「全日本茶豆サミット2019」という、茶豆だけに絞ったトークセッションを実施。来場者へのサービスは、きき茶豆選手権、茹でたての茶豆の試食と、まさに茶豆づくし。試食に参加した黒崎中学校の皆さんも、味を堪能しながら豆を口に運んでいました。

茶豆夏の陣第二陣は、8月17日(土)のくろさき祭り前夜祭で、「くろさき茶豆音頭」を披露。翌18日(日)は、北陸自動車道黒埼パーキングエリアほか観光の拠点各所で、帰省客、観光客をターゲットにくろさき茶豆の試食販売を行い、盛會に終わりました。



違反転用調査、荒廃農地パトロールを実施

毎年7月8月は、農地パトロール強化月間。これにあわせて、7月26日、29日の2日間、違反転用調査を実施しました。

違反転用は、仮置きの資材置場が恒常的に利用され、違反となる事例が多く農業委員、農地利用最適化推進委員の日頃の監視活動が重要になっています。実施後の協議では、悪質と思われる違反転用者については、農業委員会呼出による是正指導を実施することとしました。

また8月19日から28日までの間、荒廃農地パトロールを実施。JA、土地改良区、農業共済組合ほか行政組織も含めて、延べ70人態勢で荒廃状況の確認作業を行いました。

現在、西区の荒廃農地は、内野、赤塚、四ツ郷屋地区において、企業参入による解消、需要が伸びている野菜の栽培面積拡大により徐々に減少してきています。一方で、水田地帯でも、不整形地や用排水路の利便性において管理しにくい農地の荒廃が進んできています。

一旦耕作されなくなると、1年2年といわず雑草が繁茂し、病害虫の発生地となります。さらにゴミなどの不法投棄被害にあうことも予想されます。今後一層、農家組合の活動や多面的機能交付金を使った農村集落組織による解消に期待がよせられています。



(7月29日：違反転用農地調査)



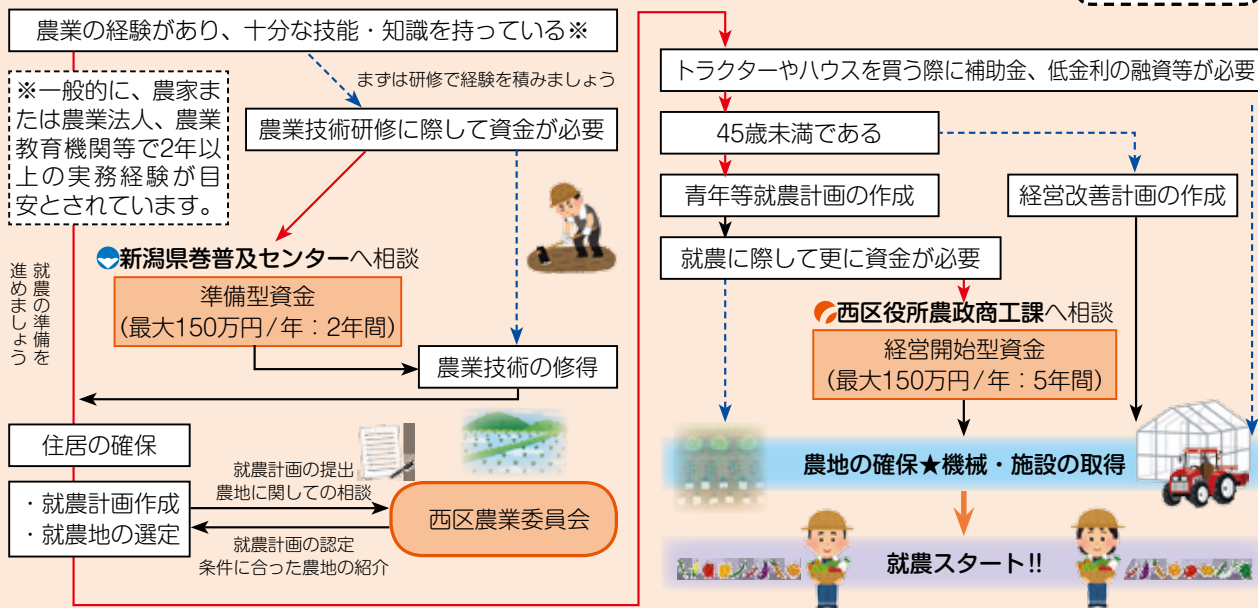
(8月20日：四ツ郷屋地区における荒廃農地パトロール)

農業に新風を!

西区で農業を始めるには...

全く新たに農業を始めたい人向け用のフローチャートです。

YES NO



興味のある方は

問い合わせ 新潟市西区役所 農政商工課
 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号 (2階22番窓口) TEL. 025-264-7610
 農地に関する相談 新潟市西区農業委員会事務局
 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号 (3階34番窓口) TEL. 025-264-7820

超高齢化の時代がやってくる。財産はどうなる。そのときあなたは・・・

成年後見制度について

1. 制度概要

「成年後見制度」は、「法定」後見制度と「任意」後見制度の2種類あります。法定後見制度には、本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つのタイプがあり、精神上的障害により、判断能力がない方や不十分な方（認知症の高齢者、知的・精神障害者など）の権利や財産を守り、保護するために援助者を選任する制度です。一方、任意後見制度は、自身の判断能力の低下に備えて、予め支援者を自身で決めておく制度です。

2. 法定後見制度の概要

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上	同上
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」	同左
制度を利用した場合の資格などの制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	



お問い合わせ・ご相談は

● 法定後見制度については

新潟市成年後見支援センター

〒950-0909 新潟市中央区八千代1丁目3番1号 新潟市総合福祉会館1階 TEL 025-248-4545

● 任意後見制度については

新潟公証人合同役場

〒950-0917 新潟市中央区天神1丁目1番地 プラーク3（6階） TEL 025-240-2610

重要

農業用の資産は償却資産申告が必要です

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産（事業で使用している資産）も対象となっています。償却資産の所有者は、その資産が所在する市町村長へ申告することが、地方税法第383条の規定により義務づけられています。申告もれの資産がある場合は、すみやかに申告をお願いします。

○農業で償却資産となる主な例

ビニールハウス、乾燥機、もみすり機、自動選別計量機、保冷库、パソコン など

×申告対象外（例）

農舎、トラック、最高速度が35Km/h未満のトラクター
自己所有のトラクターのトラクターアタッチメント など



お問い合わせ・申告先

新潟市 市税事務所 資産税課 償却資産係

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL 025-226-2277 (直通) Mail shisanzei.to@city.niigata.lg.jp

稲わら・もみ殻は、
焼却せず有効活用を

例年、焼却に関する苦情が多く寄せられます。本市は、稲わらやもみ殻を貴重な有機資源と位置付け、水田へのすき込みや堆肥化を推進しています。焼却をやめ、有効活用をお願いします。

(西区農政商工課)

